

米国産牛肉（月齢条件違反）の混載事例に関する
米国農務省の調査報告書について

- 1 8月14日、米国産牛肉の混載事例（スミスフィールド社サウダートン工場（旧モイヤーパッキング工場））について、米国農務省から別紙1（英文・仮訳）の原因と改善措置に関する調査報告書が提出されました。
 - 2 当該調査報告書の概要は以下のとおりです。
 - ① 今回の混載事例の原因は、
 - ア 月齢計算用のコンピュータ^(※)のうち、1台のプログラムにおいて「21か月齢未満」（「<21」）とするところが「21か月齢以下」（「≤21」）となっていたため、21か月齢の牛由来の牛肉が混入したという、プログラム作成時の人的エラーによる。

※ 生年月日を入力すると自動的に月齢を計算し、日本向けに適合するものか否かを判別するコンピュータ

 - イ なお、当該プログラム利用開始前に行われた検証は、当該プログラムが正しいという認識の元で作業する施設のIT部門の担当者により行われていた。
 - ② 当該施設については改善措置として、以下を実施。
 - ア 月齢計算プログラムについて「21か月齢未満」の枝肉のみが適格である旨識別されるよう（「<21」に）再プログラムした。
 - イ 本プログラムについては、継続的に、施設のIT部門による検査及び品質保証部門による検証を実施する。
 - ウ と殺前に、データ入力者以外の担当者が生年月日を検証し、文書化する
 - エ 部分肉加工前に枝肉に由来する牛の生年月日等のデータが対日輸出適格なものであるか確認するとともに、対日処理後出荷前にも再確認する。
- 3 当該報告書を受けて、厚生労働省と農林水産省は、当該施設に対して査察を行い、その結果を踏まえ適切に対応することとします。

米国産牛肉（骨付きショートロイン）の混載事例に関する
米国農務省の調査報告書について

- 1 8月14日、米国産牛肉の混載事例（ナショナルビーフ社カリフォルニア工場）について、米国農務省から別紙2の原因と改善措置に関する調査報告書が提出されました。
- 2 当該調査報告書の概要は以下のとおりです。
 - ① ばら肉とショートロインは、それぞれ異なるラインで部分肉加工、袋詰め、箱詰めされているが、今回の事案の原因は、箱が損傷したショートロイン（20か月齢以下だが日本向けではないもの）を新しい箱に再箱詰めした際に、あらかじめ、「日本向け」ラベルが貼り付けられた箱を誤って使用したという人的エラーによる。
 - ② 当該施設については改善措置として、以下を実施。
 - ア 日本向けばら肉には、他国向けと異なる白い箱を使用。
 - イ 箱にあらかじめ「日本向け」ラベルを貼り付けることを禁止し、日本向け製品の箱詰めを行う全てのエリアに対し、品質保証部門の担当者が、ラベルの貼り付け禁止の遵守状況を1時間ごとに監査。
 - ウ 日本向けの製品は、箱詰め後封印前（箱が損傷した場合には再箱詰め後も）に全ての箱の内容と表示の同一性を確認し、箱詰めミスがチェックされるようマニュアルを改善。
 - エ 従業員のトレーニングを実施。
 - ③ 米国農務省は、全ての対日輸出施設に対し、輸出適格品のみが確実に輸出されるよう、日本向け輸出証明書発給条件に改めて注意喚起を記述。
- 3 当該報告書を受けて、厚生労働省と農林水産省は、当該施設に対して査察を行い、その結果を踏まえ適切に対応することとします。